

上田市中小企業者等販路拡大補助金

交付申請時チェックリスト

	確認事項	チェック
1	市内に工場又は研究機関等を有する中小企業者又は中小企業団体である。	
2	国内外で行われる展示会において、自社で開発した製品を出展し、又は自社の技術を紹介するための事業であり、次の項目には該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> ・販売することを主な目的としているもの（例：フリーマーケット） ・国や県、その他の公的団体等から助成金等を受けて行う事業 ・上田市主催の展示会等、上田市が委託料・補助金等を主催者に支出している展示会等（具体的には、産業ミライフェスinUEDA・げんきまるこフェスタなどが該当します） ・補助対象者が主催者、又は共催者である展示会 ・展示会の開催期間が、年度を跨いでいるもの 	
3	説明員派遣旅費は、1名分かつ、補助対象経費の5分の1以内となっている。	
4	説明員派遣旅費でバス・鉄道・船舶・航空機等の公共交通機関を利用する場合、座席指定がなされるものの中で最低クラスの料金となっている。	
5	会場内又は小間装飾費は、会場内や小間を装飾するために必要な、什器の借上げ、工事費、電気料等であり、次の項目に該当するものである。 <ul style="list-style-type: none"> ・契約の相手方が展示会会場に直接設置・工事を行う、もしくは、本事業のために他事業者からレンタルした物品である（ただし、展示会終了後、補助事業者が持ち帰り、資産形成又は再利用を図るようなものは補助対象外。） 	
6	同一年度内（4月1日から翌年3月31日まで）において、1回目の申請である。	
7	収支予算書の補助事業に要する経費には消費税込みの金額、補助対象経費には消費税が抜かれた金額が記入されている。	
8	事業実施前（展示会等出展前）の申請である。 <u>補助金の交付申請は、必ず出展する展示会の開催前に行ってください。展示会の出展後に交付申請を行っても、補助対象といたしません。</u>	
9	補助金申請にあたり、上田市中小企業者等販路拡大事業補助金事業実施細目を確認した。	
10	補助金申請に必要な申請書および添付書類は揃っている。	